

「社会保障・税一体改革成案」について

平成 23 年 7 月 12 日
全 国 知 事 会

平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6 月 13 日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。